

●香川県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、宇多津町選挙管理委員会から平成31年3月1日に指定及び指定の取消しを行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成31年3月15日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
宇多津町	<u>宇多津町津の郷北コミュニティ分館</u>	<u>綾歌郡宇多津町181番地3</u>	宇多津町	宇多津町十楽寺コミュニティ分館	略
	宇多津町十楽寺コミュニティ分館	略		略	
	略			宇多津町中央コミュニティ分館	略
	宇多津町中央コミュニティ分館	略		略	
	<u>宇多津町平山コミュニティ分館</u>	<u>綾歌郡宇多津町2495番地1</u>		宇多津町新開コミュニティ分館	略
	宇多津町新開コミュニティ分館	略		略	
	略			宇多津町坂下東コミュニティ分館	略
	宇多津町坂下東コミュニティ分館	略		<u>坂出、宇多津広域行政センター</u>	<u>綾歌郡宇多津町2915番地</u>
	宇多津町向山北コミュニティ分館	略		宇多津町向山北コミュニティ分館	略
	略			略	
	ユープラザうたづ	略		ユープラザうたづ	略
	<u>宇多津町新宇多津コミュニティ分館</u>	<u>綾歌郡宇多津町浜八番丁113番地1</u>			

宇多津町浜八番丁コミ ユニティー分館	略
略	

宇多津町浜八番丁コミ ユニティー分館	略
略	